

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

### 意見書

令和6年10月21日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告 宮部龍彦



令和6年10月10日原告意見書(移送申立てについて)に次の通り意見する。

#### 1 当事者の衡平について

まず、3回の口頭弁論における御庁の状況を見れば、これを衡平と見る方が非常識と言える。乙14ないし16から分かる通り、御庁では部落問題に関連してテロ行為が行われた過去があり、その影響かは不明だが極めて過剰な警備が行われており、被告にとっても御庁にとっても、穏当に裁判ができない。

原告らが資料として、新潟地裁での関係書面を提出していることから明らかな通り、原告らは新潟地裁や大阪地裁での被告の相手方と実質的に同一のグループである。

そして、資料1の通り、前回口頭弁論の直後に原告らは92人を集めて本訴訟に関連する集会を開いている。また資料2のとおり、本訴訟に関連して原告らを支持する集会に埼玉県下の地方公共団体に動員をかけることまでしている。

弁論や証拠調べ等の負担軽減といった実務的な便宜のために御庁で裁判を行うのであればまだ分かるが、原告は裁判の管轄を、裁判所や被告への威圧、一般の傍聴の妨害に最大限利用している。それらのための原告の労力は、仮に横浜地裁相模原支部に移送した場合の実務にかかる労力をはるかに超えている。

#### 2 訴訟の引き延ばしについて

原告らは被告が本件申立てによって訴訟の引き延ばしを図っているという趣旨のことを言うが、被告は当初は御庁での裁判を受け入れ、出頭や書面の提出も誠実に応じてきたところである。

しかし、原告らは主張を先送りにし、提出を遅延させ、法律上の主張も満足に行っておらず、訴訟を引き延ばしているのはむしろ原告らである。

また、御庁で公平な裁判が行われる見込みがないことから、やむを得ず移送申立てをしたものである。

### 3 新潟地裁について、東京高裁の抗告棄却決定について

確かに、新潟地裁における類似の訴訟に関連して、原告らの言う通り令和 6 年 10 月 4 日に東京高裁が被告による移送申立てに係る抗告を棄却している。

しかし、その理由として「裁判所が相当と認めるときは、音声の送受信による通話の方法により弁論準備手続期日における手続を行うこと(民訴法 170 条 3 項)や、書面による準備手続を行うこと(同法 175 条)など負担を軽減する方策も考え得る」としている。

しかし、御庁においてはこれらの手続きを裁判官が頑なに認めておらず、その理由説明がされないため、前提が全く異なる。

なお、東京高裁の決定に対しては既に許可抗告を申し立てており、裁判を横浜地裁相模原支部に集約することが合理的であることを主張する予定である。

以上

#### 付属資料

- 資料 1 『解放新聞』(2024.10.05)
- 資料 2 第 44 回埼玉人権フォーラム案内
- 資料 3 令和 6 年 10 月 4 日東京高裁決定